

設楽ダム関連活動実行協議会規約

第1条（名称）

本会は、「設楽ダム関連活動実行協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。

第2条（目的）

本協議会は、設楽ダム建設期間中のみならず、ダム完成後の管理運営段階も見据えつつ、設楽ダム建設や地域資源等を活用・連携し、次に掲げる目的のもと、設楽町及び東三河地域の発展に寄与することを目的とする。

1. 設楽町における現在の生活を維持しつつ、将来へ継承される持続的なイベントを企画・実施すること。
2. 「アウトドアのまちしたら」として、“アウトドアカレッジ”の浸透及び定着を図ること。
3. ダム事業に関わる建設業者と地域との連携を強化し、事業を円滑に推進するための交流の場を創出すること。
4. ダム建設に伴い整備される供用前の橋やトンネル等の現場をイベント会場として活用し、通常では体験できない空間における「ワクワク感」を参加者に提供することで、建設業界に対する理解の促進を図ること。
5. 地域事業者によるイベント出展を通じて、地域食材や特産品の魅力を再発見し、地域内外への価値発信及びPRを行うこと。
6. 単年度の取り組みにとどめることなく、設楽町の将来を見据えた地域振興の目的を共有しつつ、継続的な取り組みとして実施すること。
7. 本協議会が実施するイベントを通じて、多様な主体の関わりを創出し、その波及効果を広域的な地域振興へとつなげること。

第3条（活動内容）

本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

1. 地域と企業等の交流を図るイベントの企画及び実施
2. 本協議会等が主催・関与するイベントに関する広報活動
3. その他、本協議会の目的達成に必要な活動

第4条（構成）

本協議会は、次に掲げる団体により構成する。

1. 国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所
2. 愛知県 豊川水系対策本部事務局
3. 設楽町
4. 設楽町商工会
5. 一般社団法人 設楽町観光協会

本協議会の目的に賛同し、活動への参加を希望する団体については、構成団体の合意又は事務局の了承をもって、構成団体として追加することができる。

第5条（事務局）

本協議会の事務局は、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所調査課に置く。
事務局は、次に掲げる事務を行う。

- 本協議会の会議運営及び連絡調整
- 協議会事業の計画及び実施に関する調整
- 情報発信及び関係機関との連絡窓口業務
- その他、本協議会の運営に必要な事務

【連絡先】

国土交通省 中部地方整備局 設楽ダム工事事務所 調査課

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL : 0536-62-1292

Email : cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

第6条（会議）

1. 本協議会の会議は、毎年度4月に開催するほか、必要に応じて事務局が招集する。
2. 会議では、情報共有、イベント等の企画・内容等、その他必要な事項を協議する。

第 7 条（分科会）

1. 多様な主体の関りを創出するため、本協議会に分科会を設置することができる。
2. 分科会は、構成員を中心として実施するイベント等に必要なメンバーを募り、編成することができる。
3. 分科会の活動報告は、適宜本協議会へ報告するものとする。

第 8 条（規約の変更）

本協議会の名称、目的、活動内容、構成については、ダム建設期間終了後の管理運営段階への移行状況や活動内容の変化を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第 9 条（附則）

本規約は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。